⊒1. ⊒ 21		. 4	
			行為の許可
根拠法令及び条項			新座市都市公園条例
			第11条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしよう
			とする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
			(1) 17 同、券並での他これりに頼りる17 為とりること。 (2) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
			(3) 業として写真又は映画を撮影すること。
			(4) 興業を行うこと。
			(5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため
			に都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
			2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場
			所その他参考となる事項を記載した申請書を市長に提出しな はればれるない。
所 管	部 課 係	夕	ければならない。 まちづくり未来部みどりと公園課公園係
_			よりノイソ本本即のこりこム国际公園体
審	関 係 条	項	
			 条文中の(1)から(5)までを例示すると次のとおりであ
			未文中の(1)から(3)よこを例がすると次のとおりこの る。
			(1) 「行商、募金その他これらに類する行為」とは、
			リサイクルマーケット、バザーなどが例として挙
			げられる。物品販売については、①街区公園及び 緑地については、面積、整備形態などが物品販売
			を行える状況ではないこと、②許可する店舗数、 許可する場所の特定が困難であること、③当市の
			許可する場所の特定が困難であること、③当市の
			公園管理体制は、ゴミ箱の撤去、ゴミの持ち帰り 等ゴミ減量を推進しており、物品販売を許可した
木			場合、新たなゴミの発生と処理の問題が想定され
査			ること、④市内の公園周辺には小売店等の販売店
			│ が既にあり、公園利用者に不便を来している状況 │ ではないことなどから原則として許可しない。
			リサイクルマーケット、バザーの許可について
	基型	隼	も、不特定多数の集合が予想されるため、新座市
			町内会等補助金交付要綱第2条に定める町内会等 (以下「町内会等」という。)の同意や公園周辺へ
	(未設定の	り場	の配慮、駐車場の確保等相応の条件を満たした場
			合とする。個人やグループでの使用については、
	合はその理	由)	開催に伴う対応が困難になることが予想されるた め認めない。
	_		め認めない。 リサイクルマーケット開催を業とする使用許可
基			は認めない。
<u> </u>			ただし、次の場合は、特例として物品販売を許
			│ 可する。 │ ア 有料の公園施設を有する都市公園(新座市総
			「合運動公園及び新座市栄緑道)において、大会
			及び競技会(以下「大会等」という。)の開催時
			に出店する場合であって、以下の全てに該当するとき。
			(ア) 申請者が新座市都市公園条例施行規則第
			15条に掲げる使用料の減免を受けた場合で
			あって、申請者自らが販売を行うとき(個人 は不可)。
			(イ) 大会等の出場者に対し、道具等のメンテナ
進			ンス及び選手のケアを行うコーナーを併設す
			ること。

- (ウ) 大会等における物品販売に限ることとし、 販売する物品は大会等に関係するものである こと。
- (エ) 利益を求めない安価な価格で販売するものであること。
- であること。 (オ) 他の公園利用者の妨げとならない規模の店 舗面積であること。
- (カ) 問題が生じた場合は、申請者が責任を持って対処すること。
- イ 一般社団法人新座快適みらい都市会議及び柳瀬川ふれあい祭り実行委員会が主催するイベントにおいて 主催者から申請があったとき
- トにおいて、主催者から申請があったとき。 ウ 町内会等が主催する夏祭り等の事業におい て、町内会等自らが出店するとき、又は町内会 等が認めた店舗を出店するとき。
- エ 市内の商工会・商店会が主催し、又は協力する事業において、主催者自らが出店するとき、 又は主催者が認める店舗を出店するとき。
- オ 本市が実施及び後援する事業であって、次のいずれかに該当するとき。この場合において、 物品販売に関する許可は不要とする。
 - (ア) シティプロモーションの推進に寄与するもの又は市内の経済振興の活性化及び地域活動の推進に資するものであって、関係各課から依頼があった事業において、同課が認めた店舗を出店するものであること。また、利益が生じた際は、市に寄附すること。
 - (4) 公民館まつりに係る事業において、教育委員会が認めた店舗を出店するものであること。

「募金」とは、歳末助け合いなど公共の福祉の ために行う募金活動等であり、事前に市に届出を 行った場合とする

行った場合とする。 使用許可に際しては、広場等の2分の1以内の 範囲での使用に限るものとする。ただし、公園を 含む地域一帯で行われる催事等の場合は、駐車場 確保対策や交通規制等が総合的に行われる場合に 限り、公園全体の使用を認める。

- (2) 「火気の使用」は、市長の許可に係らしめているが、市内の公園及び児童遊園の面積や立地条件の関係から火気(花火、キャンプファイヤー等)を使用することにより、周辺住民への影響が大きいこと、また、個人による火気の使用については、不測の事態に際しての対応が困難になるおそれが考えられるため原則として火気の使用を認いない、次の場合は、特例として火気の使用を認いない。
 - める。 ア 市の事業、町内会等事業、地域防災訓練、教育活動その他公益性の高い事業の一環として火気を使用するとき。
 - イ 栄緑道内で桜の開花期間中(終日門扉を開口している間)に限り、食材の加熱等に限定した裸火(コンロ、ガス器具等を使用せず、火のではかけができない状態で使用である火をいう。以下同じ。)ではない火気の使用について、管理事務所に事前の届出を行い、届出者の責任において火気の使用と後始末を実施するとき。
 - ウ 総合運動公園内で市民体育祭等の行事日に限 り、公園施設(野球場、陸上競技場等)外にお いて、食材の加熱等に限定した裸火ではない火

		気の使用では、 ことのでは、
	参考事項	リサイクルマーケット開催のための公園、児童遊園等 の使用許可に際しての具体的な内容確認(申請時)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和元年10月1日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 7日
期間	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)